

資料編

上信越高原国立公園（草津万座野反四万・菅平・浅間地域）管理計画検討会

I 検討員名簿

【検討員】		
座長	信州大学 名誉教授	伊藤 精悟
	信州大学教育学部 准教授	井田 秀行
	松本大学総合経営学部 教授	佐藤 博康
	東京工業大学名誉教授	平林 順一
	NPO 法人浅間山麓国際自然学校 代表理事	市村 憲一
	ピッキオ 代表取締役	栗田 慎也
	嬭恋村インタープリター会 会長	土屋 茂次（平成 19 年度） 住田 節子（平成 20 年度）
	菅平区自然公園法調査委員会 菅平自治会長	村本貴代春（平成 19 年度） 鈴木 正人（平成 20 年度）
【参画行政機関】		
国の機関	群馬森林管理署	（業務課）
	吾妻森林管理署	（業務課）
	東信森林管理署	（業務課）
県の機関	群馬県高崎環境森林事務所	（環境グループ）
	群馬県吾妻環境森林事務所	（環境グループ）
	長野県上小地方事務所	（環境課）
	長野県佐久地方事務所	（環境課）
市町村	安中市	（松井田支所産業建設課）
	中之条町	（経済産業課）
	長野原町	（産業建設課）
	嬭恋村	（商工観光課）
	草津町	（観光創造課）
	六合村（現：中之条町六合総合支所）	（産業建設課）
	上田市	（真田地域自治センター市民生活課）
	小諸市	（商工観光課）
	東御市	（商工観光課）
	軽井沢町	（観光経済課）
	御代田町	（産業建設課）
【事務局】		
長野自然環境事務所		

Ⅱ 作成経緯

平成 20 年 1 月 31 日	第 1 回検討会 議題：管理計画検討の方法について 検討スケジュールについて
平成 20 年 2 月 18 日	民間活動支援対策検討委員会（事務局：NPO 法人浅間山麓国際自然学校）と浅間管理計画区の「管理の将来目標・行動指針」の案について協働作成。
平成 20 年 2 月 21 日	根子岳四阿山保全協議会（事務局：上田市）と菅平管理計画区の「管理の将来目標・行動指針」の案について協働作成。
平成 20 年 2 月 25 日	上信越高原国立公園（草津万座野反四万地域）連絡会議（事務局：長野自然環境事務所）と草津万座野反四万管理計画区の「管理の将来目標・行動指針」の案について協働作成。
平成 20 年 3 月 19 日	第 2 回検討会 議題：公園管理の将来目標（案）及び行動計画（案）について 検討スケジュールについて
平成 20 年 10 月 23 日	第 3 回検討会 議題：管理計画書（原案）について
平成 20 年 12 月 9 日	第 4 回検討会 議題：管理計画書（原案）について（第 3 回検討会修正版）
平成 22 年 2 月～3 月	パブリックコメント
平成 22 年 12 月 8 日	自然環境局長同意

上信越高原国立公園指定植物一覧表

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ（属名）
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、スギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ（ヘビノシタ）、エゾフユノハナワラビ（ヤマハナワラビを含む。）
イノモトソウ	ミヤマウラジロ、フジシダ
オシダ	ナンタイシダ、オクヤマワラビ、ナヨシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、タチヒメワラビ、トガクシデンダ、コガネシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
チャセンシダ	アオチャセンシダ、クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）、ホンドミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキトラノオ、ハルトトラノオ、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	カトウハコベ、タガソデソウ、ミヤマミミナグサ、シナノナデシコ、エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む）、センジュガンピ、タカネツメクサ、コバノツメクサ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、エゾフスマ（シラオイハコベ）
モクレン	オオヤマレンゲ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハコネトリカブト、レイジンソウ、オンタケブシ、イヌハコネトリカブト、アズマレイジンソウ、ホソバトリカブト、ミヨウコウトリカブト、ジョウシュウトリカブト、タカネトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、ミスミソウ（スハマソウ含む。）、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、エゾイチゲ、レンゲショウマ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ（エンコウソウ含む。）、ミヤマハンショウヅル（コミヤマハンショウヅルを含む。）、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン（コシジオウレン）、シラネアオイ、アズマシロカネソウ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ

科名	種名
キンポウゲ	イチョウバイカモ、イトキンポウゲ、ミヤマカラマツ、シキンカラマツ、モミジカラマツ、キンバイソウ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、クモイイカリソウ、トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ、トガクシショウマ（トガクシソウ）
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ウスバサイシン（サイシン）
オトギリソウ	オクヤマオトギリ、コオトギリ、ニッコウオトギリ、イワオトギリ（ハイオトギリ）、ミヤマオトギリ（シナノオトギリ）、トガクシオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、コマクサ、オサバグサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ、ミヤマガラシ（ヤマガラシ）、トガクシナズナ
ベンケイソウ	ツメレンゲ、ホソバイワベンケイ（アオノイワベンケイ）、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、チチッパベンケイ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、コシノチャルメルソウ、ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ（コウメバチソウを含む。）、ヤシヤビシャク、シコタンソウ、ヒメクモマダサ、ダイヤモンドソウ（ウチワダイヤモンドソウを含む。）、ミヤマダイヤモンドソウ、ウラベニダイヤモンドソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ、ハルユキノシタ
バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ（モリイチゴ）、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、エゾノコリンゴ、イワキンバイ、キンロバイ、ミヤマキンバイ、ウラジロキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ（チシマザクラを含む。）、オオタカネバラ、タカネイバラ、カラフトイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、キビナワシロイチゴ、タカネトウウチソウ（ケトウウチソウを含む。）、イワシモツケ、マルバイワシモツケ
マメ	ムラサキモメンヅル、イワオオギ、シャジクソウ
フウロソウ	グンナイフウロ（タカネグンナイフウロを含む。）、アサマフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイゲギ
ジンチョウゲ	ナニワズ
スミレ	キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、チシマウスバスミレ（ケウスバスミレ）、オオバクスミレ、ミヤマクスミレ、エゾアオイスミレ（マルバケスミレ）、タカネスミレ（クモマスミレ）、ナエバクスミレ、ミヤマスミレ、ヒメスミレサイシン
アカバナ ミズキ	アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ ゴゼンタチバナ

科名	種名
セリ	イワニンジン、イワテトウキ（ナンブトウギ）、ミシマサイコ、ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、ミヤマセンキュウ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ハクサンボウフウ、オオカサモチ（オニカサモチ）、タカネイブキボウフウ、シラネニンジン、ミヤマウイキョウ（ヤマウイキョウ）
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）、イワウチワ（オオイワウチワ、トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ）、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ（ベニイチヤクソウ）、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、クロヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク（ツリガネツツジを含む。）、ガクウラジロヨウラク、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ（コツガザクラ）、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ（シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。）、レンゲツツジ（キンレンゲを含む。）、ホンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、アカヤシオ、オオコメツツジ、コメツツジ（チョウジ型を含む。）、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、マルバウスゴ（ナンブクロウスゴ）、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ（ナンキンコザクラ）、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、サクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ホロムイリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、ムラサキセンブリ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	ツルアリドオシ
ムラサキシソ	エゾルリソウ、ミヤマムラサキ、ムラサキ カイジンドウ、ミヤマクマバナ、ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む。)
ナス	アオホオズキ（タカオホオズキを含む。)
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、ヒメコゴメグサ（コバノコゴメグサ）、オオバミゾホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、セリバシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、グンバイヅル（マルバクワガタ）、ヒメトラノオ、ミヤマクワガタ、テングクワガタ、クガイソウ

科名	種名
イワタバコ ハマウツボ タヌキモ	イワタバコ オニク、キヨスミウツボ ムシトリスミレ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
オオバコ スイカズラ	ハクサンオオバコ ベニバナツクバネウツギ、リンネソウ、イボタヒョウタンボク、コゴメヒョウタンボク、コウグイスカグラ、オオヒョウタンボク、キバナウツギ
オミナエシ マツムシソウ キキョウ	コキンレイカ（ハクサンオミナエシ） マツムシソウ、タカネマツムシソウ フクシマシャジン、ヒメシャジン、ミヤマシャジン、イワシャジン、ハクサンシャジン（ナカネツリガネニンジン）、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ
キク	チョウジギク、ウサギギク（エゾウサギギクを含む。）、ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、ハコネギク（ミヤマコンギク）、タカネコンギク、カニコウモリ、オクヤマコウモリ、イワインチン（オオイワインチン）、モリアザミ、ホソエノアザミ、オニアザミ（ハリオニアザミを含む。）、ヤツガタケアザミ、ジョウシュウオニアザミ、ヤチアザミ、ニッコウアザミ、オキナアザミ、エゾムカシヨモギ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ジョウシュウアズマギク、ハコネヒヨドリ、ミヤマコウゾリナ、ミズギク（オゼミズギクを含む。）、タカネニガナ、クモマニガナ、ホソバヒナウスユキソウ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カンチコウゾリナ（タカネコウゾリナ）、オオニガナ、ミヤマキタアザミ、カルイザワトウヒレン、ミヤコアザミ、シラネアザミ、クロトウヒレン、アサマヒゴタイ、ミヤマトウヒレン、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、ヤハズヒゴタイ（ミヤマヒゴタイ）、キクアザミ、コウリンカ、ダキバキオン、サワオグルマ、タカネコウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む。）、ミヤマタンポポ（タテヤマタンポポ）
ユリ	ネバリノギラン、シロウマアサツキ、シブツアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、ミヤマクロユリ、ヒメアマナ、キバナノアマナ、キスゲ（ユウスゲ）、アサマキスゲ、ニッコウキスゲ（ゼンテイカ）、イワギボウシ、トウギボウシ、オゼソウ、ササユリ、コオニユリ、ホソバコオニユリ（タニマユリ）、クルマユリ、チシマアマナ、ホソバノアマナ、ヒメマイヅルソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキザサ（オオバユキザサ）、ハルナユキザサ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ（リシリゼキショウ）、イワショウブ、ハナゼキショウ（イワゼキショウ）、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、アマナ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ユリ	タカネシュロソウ (ムラサキタカネアオヤギソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイソウ (ウラゲコバイケイを含む。)
アヤマ イグサ	ヒオウギアヤマ ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ (ミヤマズメノヒエ)
ホシクサ イネ	ノソリホシクサ コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ミヤマノガリヤス、タカネウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ
サトイモ	カルイザワテンナンショウ、ヒメカイウ、ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、ハクサンスゲ、クリイロスゲ、イトキンスゲ、コハリスゲ、タカネハリスゲ、ダケスゲ、キンスゲ、イワスゲ クモマシバスゲ、ヌイオスゲ (シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ、ヒゲハリスゲ、ミネハリイ、ミヤマホタルイ
ラン	コアニチドリ、ミスズラン、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、キソエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、コアツモリ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチョウラン、サワラン (アサヒラン)、コイチョウラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、オキノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、オオミズトンボ (サワトンボ)、ミズトンボ、ムカゴソウ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン (コフタバラン)、ミヤマフタバラン、ホザキイチョウラン、アリドオシラン、サカネラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。)、カモメラン (カモメソウ)、オノエラン、ウチョウラン、ニョホウチドリ、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ナガバキノチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキノチドリ、トキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ショウキラン

国立公園のスキー場事業の取り扱い

公布日：平成3年6月7日環自国315号

(各都道府県知事あて環境庁自然保護局長)

昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の一部改正については、平成三年六月七日付け環自国第三一四号で通知したところであるが、今後、国立公園における公園事業のスキー場事業(以下単に「事業」という。)の決定及び執行を行うに当たっては、自然環境の保全等を図るため、左記の事項に留意することとしたので了知されたい。

なお、本留意事項は、国立公園についても同様に取扱われたい。

記

1 環境影響調査

事業の内容及び熟度に応じて、自然環境の保全及び安全なスキー利用が図られるよう事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じること。

2 区域の選定

昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の第四・Ⅲ・2・(2)・オ・(ア)のaからdに掲げる事項に留意すること。ただし、既に事業の決定又は執行がなされているスキー場については、既に抵触している事項に限り風致景観上の支障等が生じない範囲内において、必要に応じてその適用を免ずることができること。

国立公園の公園計画作成要領

(ア) スキー場は、他の施設に比して大規模であることから公園の風致景観の保護及び利用上極めて大きな影響力をもっているため、新設されるスキー場の計画を進めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- a 特別保護地区又は第1種特別地域外であること。
- b 地形、地質、希少動植物等に関する調査を行い、原則として次に挙げる地域に係るもの又はこれらの地域に重大な影響を与えるおそれのあるものは除くこと。
 - (a) 野生植物の生育地又は野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域
 - (b) 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
 - (c) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - (d) 高山植物群落、高標高の天然林、風衝地または湿原等の人為の影響を受けやすい地域
 - (e) 利用者の主要な眺望対象となっている地域
- c 積雪、風、気温等の気象条件がスキー場立地に適していると認められる地域であること。
- d 土地所有関係等が計画的な施設整備及び適正な管理経営を行うのに適当な地域であること。
- e 雪崩等の災害が発生するおそれのない地域であること。

3 保存緑地

スキー場の新設(新たに敷地を求めて増設する場合を含む。)に際しては、保存緑地を、スキー場の四周及びコース、ゲレンデ等の施設間に相当の幅をもってとること。

また、各スキー場の事業区域に占める保存緑地の水平投影面積の割合(以下「保存緑地率」という。)は、七〇パーセント以上とすること。

なお、保存緑地率が七〇パーセントに満たない既設のスキー場については、少なくとも現行の保存緑地率を維持するとともに、事業区域の拡張を行う際には、拡張する区域の保存緑地率を七〇パーセント以上とすること。

4 施設の設置

ア 施設の規模は必要最小限とし、その意匠は周辺の環境に調和したものとする。

イ 極力自然地形を活かして地形の改変を必要最小限とすること。なお、やむを得ず造成を行う場合は下層植生及び表土を保存活用するとともに、造成に伴い生じる裸地は緑化すること。

ウ 人工降雪機の設置は、異常気象による少雪対策及び危険防止上必要と認められる場合に限ること。

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

昭和57年5月7日 環自保第138号

改正 平成7年4月4日 環自国第153号

今般、テニスコートを国立公園事業の運動場事業として又は宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっての要領を別紙1の通り定めたので、今後はこれに基づいて国立公園事業者を適正に指導されたい。

なお、地域の利用特性又は自然環境の状況等から本取扱要領によることが著しく不相当と当職が認めた場合にはこの取扱要領によらないことができるものとする。

おって、この取扱要領の運用等については、別紙2のとおりである。

別紙1

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

第1 運動場事業としての取扱について

テニスコートを運動場事業として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 テニスコートに係る土地の地形勾配が10パーセントを超えないものであること。
- 2 テニスコートの水平投影面積外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。

(1) 公園事業たる道路その他、主として公園利用に供せられる道路の路肩	20メートル
(2) (1) に掲げる道路以外の道路の路肩	5メートル
(3) 敷地境界線	5メートル
- 3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。
- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコート建設による土砂の流出の恐れがないものであること。
- 6 テニスコートと同面以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるものであること。
- 7 テニスコートの周囲が当該地域に生育する樹木等により積極的に緑化修景される計画になっているものであること。
- 8 テニスコート及びクラブハウス等の付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

第2 宿泊事業の付帯施設としての取扱について

テニスコートを宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 当該宿舎事業が次に掲げる地域以外の地域であること。
 - (1) 特別保護地区又は第1種特別地域
 - (2) 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、史跡名勝天念記念物等の特別な指定がなされており、又は学術調査の結果等から (1) に掲げる地域に準ずる取扱が現になされ又はなされることが必要であると認められる地域
 - ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿地等植生復元の困難な地域
 - イ 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域
 - ウ 地形・地質が特異である地域または特異な自然現象が生じている地域
 - エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - (3) 風景観賞、自然探勝等の利用が中心となっている地域であって、スポーツによる利用が不相当と認められる地域
- 2 テニスコートに係る土地の地形勾配が10パーセントを超えないものであること。
- 3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。

- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコートを建設するに当たって、敷地内において、緑地等が次の各号のいずれかに従い確保されているものであること。
 - (1) 集団施設地区の詳細計画又は地区ごとに定められた宿舎事業取扱要領において宿舎の建ぺい率が定められており、当該建ぺい率が20パーセント以下の地区にあっては、総施設面積（敷地内にある全ての工作物（テニスコートのほか、建築物、駐車場道路等を含む。）の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域内の宿舎の場合は40パーセント以下、第3種特別地域内の宿舎の場合は60パーセント以下であること。
 - (2) (1)に掲げる地区以外の地区にあっては、テニスコートと同面積以上の土地が敷地（テニスコートが宿舎と同一の敷地内に建設される場合は当該敷地面積を、また宿舎敷地以外の場所に建設される場合は当該テニスコート敷地をいう。）内に緑地として確保されるものであること。
- 6 テニスコートの面積は、宿泊収容力に見合ったものとし、宿泊収容力が100人以下の場合は、2面以下、100人を超え200人以下の場合は3面以下、200人を超え500人以下の場合は4面以下、500人を超える場合は6面以下であること。
- 7 テニスコートの周囲が、特にテニスコートの主要利用道路側を中心に当該地域に生育する樹木等により積極的に修景される計画になっているものであること。
- 8 テニスコート及びその付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

別紙 2

取扱要領第1・6及び第2・5・(2)で「テニスコートと同面積以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるもの」とされているが、当該地が国有地等のように当該事業について必要最小限の土地しか使用できない等の理由により本要件を適用させることが不相当であると認められた場合には、本要件を適用するには及ばないこと。ただし、この場合においても、テニスコートの周囲に十分緑地が残されるようにする等本要件の適用による場合と同様の効果が出るように指導すること。

項	行為の種類	号	基準の内容
第10項	工作物の新築、改築又は増築のうち屋外運動施設の新築、改築又は増築	本文	第1項第3号 当該屋外運動施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号 当該屋外運動施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			前項第1号 特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
		第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		第2号	総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、 第2種特別地域に係るものにあつては40%以下、第3種特別地域に係るものにあつては60%以下であること。70%以下であること。
		第3号	当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10%以下を超えないものであること。
		第4号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m5m以上、それ以外の道路の路肩から5m3m以上離れていること。
		第5号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m3m以上離れていること。
		第6号	同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であること。 その表面がクレイ舗装によって被われる場合は5000㎡以下、その他の場合は3000㎡以下であること。
		第7号	当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
		第8号	当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
		第9号	支障木の伐採が僅少であること。
第10号	当該屋外運動施設の色及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
第22項	土地の開墾、土地の形状変更	第1号	特別保護地区、第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。
			ただし書 当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
		第2号	集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないもの。
		第2号の2	土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。
		第3号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。
			ただし書 既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
		第4号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
			ただし書 既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
第5号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。		
	ただし書 農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。		
第6号	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。		

		第7号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
--	--	-----	-----------------------------